第七回追加入札（第七回追加入札が実施された場合に限る。）	第三回	第四回	〇・七六円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	二・六四円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）		
	二					
	洋上風力発電設備（浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）					

備考

イ～ヘ　（略）

ト　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

13　法第二条の七第一項の規定に基づき一時調達契約を締結した風力発電設備に係る一時契約期間において適用される解体等積立基準額は、当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額と同額とする。

14・15　（略）

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）					

備考

イ～ヘ　（略）

（新設）

13・14　（略）